

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書（補正）

当社は、このたび、電気事業法第19条第1項の規定にもとづき申請を行なった電気供給約款（平成27年6月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第47条の3の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、58（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額ならびに附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）および附則7（料金についての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費調整）および附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

## (1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭（ 円 銭）	円 銭（ 円 銭）
定額電灯 需要家料金 1契約につき	75.60	5.60
電灯料金 20ワットまでの1灯につき	129.85（ 15.78）	9.62（ 1.17）
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	222.96（ 31.54）	16.51（ 2.33）
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	316.09（ 47.32）	23.42（ 3.51）
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	502.33（ 78.86）	37.21（ 5.84）
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	502.33（ 78.86）	37.21（ 5.84）
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	227.63（ 23.56）	16.87（ 1.75）
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	388.28（ 47.11）	28.76（ 3.49）

(注) ( )内には、特別変動可変費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	円 銭 ( 円 銭) 388.28 ( 47.11)	円 銭 ( 円 銭) 28.76 ( 3.49)
従量電灯 A 最低料金 1 契約につき最初の15キロワット時まで	373.73 ( 29.97)	27.68 ( 2.22)
電力量料金 15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	22.83 ( 1.99)	1.68 ( 0.14)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	29.26 ( 1.99)	2.16 ( 0.14)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	33.32 ( 2.23)	2.46 ( 0.16)
従量電灯 B 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	388.80	28.80
電力量料金 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	20.47 ( 1.99)	1.51 ( 0.14)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24.75 ( 1.99)	1.83 ( 0.14)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28.33 ( 2.23)	2.09 ( 0.16)
臨時電灯 A 1 日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8.58 ( 0.64)	0.64 ( 0.05)
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17.16 ( 1.28)	1.28 ( 0.10)
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17.16 ( 1.28)	1.28 ( 0.10)
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	171.47 ( 12.71)	12.70 ( 0.94)

(注) ( )内には、特別変動可変費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 ( 円 銭)	円 銭 ( 円 銭)
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	171.47 ( 12.71)	12.70 ( 0.94)
臨時電灯B 最低料金 1契約につき最初の15キロワット時まで	632.02 ( 30.46)	46.82 ( 2.26)
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	36.23 ( 2.03)	2.68 ( 0.15)
臨時電灯C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	432.00	32.00
電力量料金 1キロワット時につき	30.75 ( 2.03)	2.28 ( 0.15)
公衆街路灯A 需要家料金 1契約につき	68.04	5.04
電灯料金 20ワットまでの1灯につき	118.83 ( 15.78)	8.80 ( 1.17)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	205.25 ( 31.54)	15.20 ( 2.33)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	291.68 ( 47.32)	21.61 ( 3.51)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	464.53 ( 78.86)	34.41 ( 5.84)
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	464.53 ( 78.86)	34.41 ( 5.84)
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	208.19 ( 23.56)	15.43 ( 1.75)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	355.88 ( 47.11)	26.36 ( 3.49)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	355.88 ( 47.11)	26.36 ( 3.49)

(注) ( )内には、特別変動可変費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 ( 円 銭)	円 銭 ( 円 銭)
公衆街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の15 キロワット時まで	336.10 ( 30.46)	24.90 ( 2.26)
電力量料金 上記をこえる1キロワ ット時につき	21.84 ( 2.03)	1.62 ( 0.15)
公衆街路灯 C 基本料金 契約容量1キロボルト アンペアにつき	356.40	26.40
電力量料金 1キロワット時につき	19.21 ( 2.03)	1.42 ( 0.15)
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワット につき	1,058.40	78.40
電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金	17.98 ( 2.03)	1.33 ( 0.15)
その他季料金	16.53 ( 2.03)	1.22 ( 0.15)
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力1キロワット 1日につき	205.82 ( 13.36)	15.25 ( 0.99)
従量制供給の場合 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金	21.17 ( 2.03)	1.57 ( 0.15)
その他季料金	19.44 ( 2.03)	1.44 ( 0.15)
農事用電力 基本料金 契約電力1キロワット につき	615.60	45.60
電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金	13.60 ( 2.03)	1.01 ( 0.15)
その他季料金	12.55 ( 2.03)	0.93 ( 0.15)

(注) ( )内には、特別変動可変費等に係る料金を内数として記載

(2) 58 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
架空配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	3,348.00	248.00
地中配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	26,352.00	1,952.00

(3) 附則5 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置) に定める料金率等

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭(円 銭)	円 銭(円 銭)
契約使用期間 最初の30日まで 契約電力		
0.5キロワット	4,448.22(100.11)	329.49( 7.41)
1キロワット	6,342.73(200.23)	469.83( 14.83)
2キロワット	10,043.61(400.79)	743.97( 29.69)
3キロワット	13,790.77(601.02)	1,021.54( 44.52)
3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに	2,447.21(200.23)	181.27( 14.83)
30日をこえる1日につき 契約電力		
0.5キロワット	37.73( 3.34)	2.80( 0.25)
1キロワット	54.25( 6.67)	4.01( 0.49)
2キロワット	110.88( 13.36)	8.21( 0.99)
3キロワット	169.85( 20.03)	12.58( 1.48)
3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに	66.02( 6.67)	4.89( 0.49)

(注) ( )内には、特別変動可変費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
(燃料費調整の基準単価)	円 銭厘	円 銭厘
1日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.347	0.026
1キロワット	0.692	0.051
2キロワット	1.386	0.103
3キロワット	2.078	0.154
3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに	0.692	0.051

## (4) 附則 7 (料金についての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 ( 円 銭)	円 銭 ( 円 銭)
定額電灯		
電灯料金		
20ワットまでの1灯につき	122.80 (▲ 7.05)	9.10 (▲ 0.52)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	208.87 (▲14.09)	15.47 (▲ 1.04)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	294.94 (▲21.15)	21.85 (▲ 1.57)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	467.09 (▲35.24)	34.60 (▲ 2.61)
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	467.09 (▲35.24)	34.60 (▲ 2.61)
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	217.11 (▲10.52)	16.09 (▲ 0.78)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	367.23 (▲21.05)	27.20 (▲ 1.56)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	367.23 (▲21.05)	27.20 (▲ 1.56)
従量電灯A		
最低料金		
1契約につき最初の15キロワット時まで	360.12 (▲13.61)	26.67 (▲ 1.01)
電力量料金		
15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	21.92 (▲ 0.91)	1.61 (▲ 0.07)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	28.35 (▲ 0.91)	2.09 (▲ 0.07)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	32.41 (▲ 0.91)	2.39 (▲ 0.07)

(注) ( )内には、Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率との差引きを内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
従量電灯 B 電力量料金	円 銭 ( 円 銭)	円 銭 ( 円 銭)
最初の120キロワット時 までの1キロワット時 につき	19.56 (▲ 0.91)	1.44 (▲ 0.07)
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1キロワット時につき	23.84 (▲ 0.91)	1.76 (▲ 0.07)
300キロワット時をこえ る1キロワット時につき	27.42 (▲ 0.91)	2.02 (▲ 0.07)
臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアン ペアまでの場合	8.30 (▲ 0.28)	0.62 (▲ 0.02)
総容量が50ボルトアン ペアをこえ100ボルトアン ペアまでの場合	16.59 (▲ 0.57)	1.24 (▲ 0.04)
総容量が100ボルトアン ペアをこえ500ボルトアン ペアまでの場合100ボ ルトアンペアまでごとに	16.59 (▲ 0.57)	1.24 (▲ 0.04)
総容量が500ボルトアン ペアをこえ1キロボル トアンペアまでの場合	165.79 (▲ 5.68)	12.28 (▲ 0.42)
総容量が1キロボルト アンペアをこえ3キロ ボルトアンペアまでの 場合1キロボルトアン ペアまでごとに	165.79 (▲ 5.68)	12.28 (▲ 0.42)

(注) ( )内には、Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率との差引きを内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭 ( 円 銭)	円 銭 ( 円 銭)
臨時電灯 B 最低料金 1 契約につき最初の 15 キロワット時まで  電力量料金 上記をこえる 1 キロワ ット時につき	618.41 (▲13.61)  35.32 (▲0.91)	45.81 (▲1.01)  2.61 (▲0.07)
臨時電灯 C 電力量料金 1 キロワット時につき	29.84 (▲0.91)	2.21 (▲0.07)
公衆街路灯 A 電灯料金 20ワットまでの 1 灯に つき  20ワットをこえ 40ワッ トまでの 1 灯につき  40ワットをこえ 60ワッ トまでの 1 灯につき  60ワットをこえ 100ワッ トまでの 1 灯につき  100ワットをこえる 1 灯 につき 100ワットまでご とに  小型機器料金 50ボルトアンペアまで の 1 機器につき  50ボルトアンペアをこ え 100ボルトアンペア までの 1 機器につき  100ボルトアンペアをこ える 1 機器につき 100ボ ルトアンペアまでごとに	111.78 (▲7.05)  191.16 (▲14.09)  270.53 (▲21.15)  429.29 (▲35.24)  429.29 (▲35.24)  197.67 (▲10.52)  334.83 (▲21.05)  334.83 (▲21.05)	8.28 (▲0.52)  14.16 (▲1.04)  20.04 (▲1.57)  31.80 (▲2.61)  31.80 (▲2.61)  14.65 (▲0.78)  24.80 (▲1.56)  24.80 (▲1.56)
公衆街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の 15 キロワット時まで  電力量料金 上記をこえる 1 キロワ ット時につき	322.49 (▲13.61)  20.93 (▲0.91)	23.89 (▲1.01)  1.55 (▲0.07)
公衆街路灯 C 電力量料金 1 キロワット時につき	18.30 (▲0.91)	1.35 (▲0.07)

(注) ( )内には、Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率との差引きを内数として記載



区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭( 円 銭)	円 銭( 円 銭)
低圧電力 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	  17.07(▲ 0.91) 15.62(▲ 0.91)	  1.26(▲ 0.07) 1.15(▲ 0.07)
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力1キロワット 1日につき 従量制供給の場合 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 199.85(▲ 5.97)  20.26(▲ 0.91) 18.53(▲ 0.91)	 14.81(▲ 0.44)  1.50(▲ 0.07) 1.37(▲ 0.07)
農事用電力 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	  12.69(▲ 0.91) 11.64(▲ 0.91)	  0.94(▲ 0.07) 0.86(▲ 0.07)
農事用電力(脱穀調整用電力) 契約使用期間 最初の30日まで 契約電力 0.5キロワット 1キロワット 2キロワット 3キロワット 3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに 30日をこえる1日につき 契約電力 0.5キロワット 1キロワット 2キロワット 3キロワット 3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに	  4,403.51(▲ 44.71) 6,253.31(▲ 89.42) 9,864.44(▲179.17) 13,522.17(▲268.60) 2,357.79(▲ 89.42)  36.24(▲ 1.49) 51.27(▲ 2.98) 104.91(▲ 5.97) 160.90(▲ 8.95) 63.04(▲ 2.98)	  326.18(▲ 3.31) 463.21(▲ 6.62) 730.70(▲13.27) 1,001.64(▲19.90) 174.65(▲ 6.62)  2.69(▲ 0.11) 3.79(▲ 0.22) 7.77(▲ 0.44) 11.92(▲ 0.66) 4.67(▲ 0.22)

(注) ( )内には、Ⅲ(契約種別および料金)および附則5(農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置)に定める料金率との差引きを内数として記載

## (5) 別表 2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円 銭厘	消費税等相当額 円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電 灯		
20ワットまでの1灯につき	1.636	0.121
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	3.272	0.242
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	4.908	0.364
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	8.180	0.606
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	8.180	0.606
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1機器につき	2.443	0.181
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	4.886	0.362
100ボルトアンペアをこえ る1機器につき100ボルト アンペアまでごとに	4.886	0.362
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペ アまでの場合	0.066	0.005
総容量が50ボルトアンペ アをこえ100ボルトアン ペアまでの場合	0.132	0.010
総容量が100ボルトアン ペアをこえ500ボルトア ンペアまでの場合100ボ ルトアンペアまでごとに	0.132	0.010
総容量が500ボルトアン ペアをこえ1キロボルト アンペアまでの場合	1.319	0.098
総容量が1キロボルトア ンペアをこえ3キロボル トアンペアまでの場合1 キロボルトアンペアまで ごとに	1.319	0.098

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(ハ) 臨時電力 契約電力 1 キロワット 1 日 につき	1.386	0.103
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の 15 キ ロワット時まで	3.159	0.234
電力量料金 上記をこえる 1 キロワッ ト時につき	0.211	0.016
(ロ) (イ) 以外の場合 1 キロワット時につき	0.211	0.016